



おにぎり通信

2011年11月19日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

11月になったら、やはり気温がぐっと下がった気がしますね。日中は暖かくても、朝晩は空気がひんやりと冷たく感じられるようになりました。相変わらず風邪が流行っているようです。治ったと思ったらまたぶり返す・・・なんてこともありますから、予防したいものですね。予防にはやっぱり、うがいと手洗いです。寝るときの防寒対策も、しっかり行って下さい。

11月19日は、「緑のおばさんの日」だそうです。学童擁護員(緑のおばさん)の制度は、1959年(昭和34年)に通学児童を交通事故から守るために始まりました。「おばさん」という呼び方に、なんだか引かかるものを感じるのは時代の流れもあるのでしょうか。私が子どもの頃には、通学の途中で必ず見かけた緑のおばさんですが、最近はあまり見かけなくなりましたね。働くお母さんが多くなり、朝の忙しい時間帯ですから、当番制といってもなかなか難しいのかも知れません。私が住んでいる地域では、信号機のない横断歩道の所に週に1~2度ですが「緑のおばさん」が旗を持って立っています。もっとも「おばさん」ではなく、年配の男性なのですが。定年退職後に時間に余裕ができた人が地域の子どもたちの安全を見守ってくれているわけですが、大人の通行人にも元気よく「おはようございます！」と声をかけてくれて、こちらも元気に仕事に向かえます。



次回の福祉行動:11月21日(月)、待ち合わせ場所は東京駅丸の内北口。
(「東京駅丸の内北口」と書いてある看板の下、丸の内警察署東京駅交番近くの『びゅうプラザ』前)朝8時半までに集合です。

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行います。福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自分の希望をご自分の言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

もより ふくしじむしょ
最寄の福祉事務所

ちゅうおうくふくしじむしょ ちゅうおうくつきじ ちゅうおうくやくしよ かい
中央区福祉事務所・・・中央区築地 1-1-1中央区役所4階
ちよだくふくしじむしょ ちよだくくだんみなみ かい
千代田区福祉事務所・・・千代田区九段南1-2-1 3階

11月8日、新宿七夕訴訟の呼び名で知られている新宿区ホームレス生活保護裁判に判決が下りました。原告の要求をほぼ全て認める全面的勝訴判決となりました。

2008年の7月7日に提訴されたことから、七夕訴訟と呼ばれるようになったこの裁判、原告となったのは新宿区で野宿生活をしていた50代の男性でした。新宿区の福祉事務所に生活保護の申請を行いました。相談員はこれを受け付けずに緊急一時保護センター等への入所すすめるばかりだったそうです。男性は、自立支援センターではなく生活保護を受け、アパートに住んで仕事を探したいという希望を相談員に再三に渡って説明し、ようやく生活保護申請が受理されたのでした。

ところが福祉事務所は申請を受理したものの、「稼働能力を活用していない」(働いて収入を得ることができるのに、それをしていない)という理由によって、生活保護申請を却下しました。

提訴した男性が求めたのは下記のことです。

1. 新宿区福祉事務所が行った生活保護申請却下決定の取り消し。
2. 居宅保護(施設への入所ではなく、アパートへの入居)の方法による、生活保護開始決定の義務づけ。

これが裁判によって認められたわけです。

生活保護を申請したのに、とりあってもらえず施設への入所を促され、やむなく施設に入った経験のある方も多いことと思います。アパートでの生活と施設での団体生活は、まったく異なります。この点はとても大事なことに、相談窓口では「わがまま」と一蹴されてしまうこともあるのです。この大事なことが今回の判決で、見過ごされなかったのは大きなことだと思っています。



それにしても、提訴から判決が出るまでの3年間、裁判を闘い抜いた原告の男性は本当に大変だったと思います。今後、路上から生活保護を申請する人にとって、大きな励ましとなることでしょう。

おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは必ずその日のうちにお早めにお召し上がり下さい。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先:090-4959-0652(岩田)